

令和3年第4回北本市議会定例会請願文書表

| | |
|----------------|--------------------------|
| 受 理 番 号 | 議請第6号 |
| 受 理 年 月 日 | 令和3年11月22日 |
| 件 名 | 市民が納得する「新ごみ処理施設整備」に関する請願 |
| 請願者の住所 及び氏名 | 尾 関 行 雄 福 村 賢 治 |
| 請 願 の 趣 旨 | 別記のとおり |
| 紹介議員氏名 | 日高英城 |

【請願趣旨】

新たなごみ処理施設の建設は北本市、鴻巣市、吉見町の2市1町による枠組みで、埼玉中部環境保全組合を事業主体として事務局を同環境保全組合に設置する合意書の調印が終わり、令和4年4月に事務局を立ち上げることが決まりました。本事業は前回のような失敗を繰り返すことは出来ません。そのために、新ごみ施設建設事務局は「新ごみ処理施設建設計画」を作成し、建設事業の進捗、計画の漏れを監視・是正することが事業を成功に導くことになります。

「新ごみ処理施設建設計画」の作成において重要な要素として「ごみ処理施設の建設場所」とゼロカーボンを目指した一次処理（バイオ処理）による生ごみの焼却量を大幅に減らした「可燃ごみの処理量」があり、これらを決める必要があります。

「建設場所」は鴻巣市安養寺が予定地とされていますが、ここは前回の計画が白紙解消になった「軟弱地盤による地盤改良地の付帯工事費の負担が大きい、又土地選定過程で不透明なことがあった等建設地選定方法に灰色のレッテルが貼られている」ことが挙げられました。従って事務局によって先の土地選定時に意図的に外された No. 21 を含め他の候補地を改めて比較・検討することは必須であり、その上で市民の納得を得ることが必要であります。

また、可燃ごみの処理量は焼却炉の規模に影響があり、減量に取り組むことは北本市が掲げる「脱炭素化社会の実現に貢献する」に欠かせないことであり、経費削減（運搬費含む）にも繋がります。この調査にこそ議会承認の調査研究費を使用すべきと考えます。

この2点は「新ごみ処理施設建設計画」作成時にまず取り組み、決めるこ

とです。この方向性を北本市として中部環境保全組合の正副管理者会議で市長は主張すべきことです。組合内部では、そのような北本市の意向を反映できる職位の人材を派遣することが重要です。

北本市議会は「新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議」を令和2年12月に全会一致で可決されました。私どもは本請願が決議内容の具現化にもつながることを願い、次の3つの請願事項を北本市に対し市議会として要望するよう請願を致します。

【請願事項】

- 1 建設場所検討のやり直しを正副管理者会議を通じて市長は「新ごみ処理施設建設事務局」に指示すること。
- 2 「新ごみ処理施設建設事務局」に安全・安心で市民が納得できる新ごみ処理施設建設に向けて北本市の意志をしっかりと伝え、議論できる職位の人材を派遣すること。
- 3 脱炭素化社会の構築に向けた生ごみの処理のバイオ処理を北本市で採用するための調査費として、令和3年度当初予算に計上した「新ごみ処理施設調査費700万円」を有効活用すること。